

津山市ロゴ利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、津山市ロゴ(以下「ロゴ」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴに関する権利)

第2条 ロゴに関する一切の権利は、法令等に特段な定めがあるものを除き津山市(以下「市」という。)に属する。

(利用の申請)

第3条 ロゴを利用しようとする者は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に利用する場合、又は市が主体となって利用する場合を除き、あらかじめ市長の許諾を受けなければならない。

2 前項の許諾を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、津山市ロゴ利用申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容が分かる資料(申請者が一般個人の場合は除く。)
- (2) ロゴの利用内容が分かる資料等
- (3) その他市長が必要と認める資料

(利用の許諾)

第4条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、その利用内容が本市の魅力について市内外へ情報発信に寄与すると認めるときは、ロゴの利用許諾(以下「利用許諾」という。)を行うことができる。この場合において、市長は必要があると認めるときは、ロゴの利用方法その他必要な事項について、条件を付することができる。

2 利用許諾期間は、申請者からの取下げ又は第10条の規定による許諾の取消しがあった場合を除き継続するものとする。

3 市長は、利用許諾をしたときは、津山市ロゴ利用許諾書(様式第2号)を申請者へ交付する。

4 市長は、利用許諾することが不相当と判断したときは、津山市ロゴ利用不許諾通知書(様式第3号)により申請者に通知する。

(利用許諾の制限)

第5条 ロゴの利用が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、市長は利用許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反する場合
- (2) 市の信用又は品位を害する場合
- (3) 第三者の利益を害する場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがある場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行う者が利用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この号において「暴力団」という。)若しくは同条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が利用する場合
- (7) ロゴの利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがある場合
- (8) ロゴのイメージを損なうおそれがある場合
- (9) ロゴを変形・改変している場合
- (10) ロゴそのものを商品化する場合

(11)前各号に掲げるもののほか、ロゴの利用が適当でない場合

(マニュアルの遵守)

第6条 ロゴを利用する者は、ロゴの利用にあたっては、津山市長が別に定める「市民向け津山市ロゴ利用マニュアル」(以下「マニュアル」という。)に従わなければならない。

(利用料)

第7条 ロゴの利用料については、無料とする。

(利用上の遵守事項)

第8条 第4条の規定による利用許諾を受けた者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された利用項目のみに利用すること。
- (2) マニュアルに従って正しく利用すること。
- (3) 当該利用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、市長が提出が困難として認めるときは、完成品の写真等を提出すること。
- (4) 利用の許諾を受けた権利を譲渡し又は転貸しないこと。
- (5) ロゴの一部のみを利用したり、又は変形・改変したり、他の図形や文字と重ねたりして利用しないこと。
- (6) ロゴそのものを商品化しないこと。

(許諾内容の変更等)

第9条 利用内容を変更しようとする利用者(次項において「変更申請者」という。)は、あらかじめ津山市ロゴ利用内容変更申請書(様式第4号)を市長に提出し、その許諾を受けなければならない。

2 市長は、前項の津山市ロゴ利用内容変更申請書を受理した場合には、その内容を審査の上、適当と認めるときは、これを許諾し、津山市ロゴ利用変更許諾書(様式第5号)を変更申請者へ交付する。

(許諾の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は利用許諾(前条の変更の許諾があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)を取消し、利用者に対し、利用物件等の回収等の措置を請求することができる。この場合において、利用者は、当該利用許諾が取り消された日からロゴを利用することはできないものとする。

- (1) 利用者がこの要綱の規定に違反した場合
- (2) 利用者が利用許諾の条件に違反した場合
- (3) 利用の申請の内容に偽りのあることが判明した場合
- (4) 第5条各号のいずれかに該当すると市長が認めた場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ロゴの利用継続が不適當であると市長が認めた場合

2 市長は、前項の規定による利用許諾の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 市長は、随時に、利用者にロゴの利用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(利用の非独占性等)

第11条 利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とする等、独占してロゴを利用する権利を付与するものではない。

2 利用許諾は、ロゴを利用している物件等について市の推奨や品質保証を行うものではない。

(経費の負担)

第12条 市は、利用許諾の申請に要する費用及び利用の実施に係る経費等を負担しない。

(損失補償等の責任)

第 13 条 市は、ロゴの利用を許諾したことに起因して利用者が第三者に発生した損害について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、ロゴを利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い処理するものとする。

3 利用者は、ロゴの利用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償する。

(事務)

第 14 条 この要綱に関する事務は、津山市総合企画部秘書広報室が行う。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、ロゴの利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則 この要綱は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。